

○国立大学法人金沢大学宿舎管理要領

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 207 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人金沢大学宿舎規程(以下「宿舎規程」という。)第 20 条の規定に基づき、本学における宿舎の維持管理及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(役職員)

第 2 条 宿舎規程第 3 条第 1 号ハに規定する常時勤務に服することを要しない職員で職務の性質上宿舎を貸与することが適当であるものとして別に定めるものは、特任教員、博士研究員、附属病院に勤務する技術補佐員(看護師)、研修医、及び施設担当理事が認める者とする。

(宿舎の規格)

第 3 条 宿舎の規格は、次の表のとおりとする。

延べ面積	規格
25m ² 未満	a
25m ² 以上 55m ² 未満	b
55m ² 以上 70m ² 未満	c
70m ² 以上 80m ² 未満	d
80m ² 以上	e

2 独立した専用物置がある宿舎については、前項の表の左欄に掲げる延べ面積に、その面積を加算する。

(無料宿舎を貸与する者の範囲)

第 4 条 宿舎規程第 9 条第 1 項に規定する別に定める者は、附属病院に勤務する看護師(第 2 条に規定する技術補佐員(看護師)を含む。)とする。

(貸与の申請、承認及び申請書記載事項の変更の届出)

第 5 条 施設担当理事は、次の各号に掲げる宿舎を貸与しようとするときは、貸与を希望する役職員から、それぞれ当該各号に掲げる宿舎貸与申請書を提出させなければならない。

(1) 宿舎(次号を除く。) 宿舎貸与申請書(様式 1)

(2) 自動車の保管場所(宿舎敷地内に設置された自動車の保管のための施設をいう。以下同じ。) 宿舎(自動車保管場所)貸与申請書(様式 2)

2 施設担当理事は、宿舎の貸与を承認したときは、前項各号の区分に応じ、それぞれ様式 1 又は様式 2 による宿舎貸与承認書を交付しなければならない。

3 被貸与者は申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに、宿舎貸与申請変更届出書(様式 11)により施設担当理事に届け出なければならない。

(同居の承認)

第 6 条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、宿舎同居申請書(様式 3)を施設担当理事に提出し、その承認を受けなければならない。

(自動車の車名等の変更の届出)

第7条 自動車の保管場所の貸与を受けている被貸与者は、自動車の車名等に変更が生じた場合は、宿舎(自動車の保管場所)貸与申請変更届(様式4)により施設担当理事に届け出なければならない。

(長期不在)

第8条 被貸与者は、出張等でやむを得ず宿舎を1月以上不在にするときは、不在にする日の5日前までに、宿舎長期不在届(様式5)により施設担当理事に届け出なければならない。

(有料宿舎の使用料の算定方法)

第9条 有料宿舎の使用料(自動車の保管場所に係るものを除く。)は、国家公務員宿舎法施行令(昭和33年政令第341号。以下「令」という。)第13条及び附則第2条並びに国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第13条から第20条までの規定に準じて算定するものとする。

2 有料宿舎の使用料(自動車の保管場所に係るものに限る。)は、令第14条及び規則第20条の2から第20条の3までの規定に準じて算定するものとする。

(模様替等の工事の承認)

第10条 被貸与者は、宿舎規程第16条第2項に規定する改造、模様替その他の工事の承認を得るに当たっては、宿舎模様替等申請書(様式6)により施設担当理事に申請しなければならない。

2 施設担当理事は、前項の申請があったときは、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際、原状に回復し、又は当該工事の目的物を本学に寄附し、若しくは当該工事に係る本学に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認することができる。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

第11条 施設担当理事は、被貸与者が宿舎規程第16条に規定する義務を履行しないため当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、すみやかにその履行を要求しなければならない。

(修繕)

第12条 宿舎規程第17条ただし書により、被貸与者が負担する修繕は、平成15年6月6日付け財理第2212号財務省理財局長通知「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」の基準を準用するものとする。

(明渡し)

第13条 被貸与者は、宿舎を明け渡すときは、明け渡しをしようとする日の10日前までに宿舎退去届(様式7)を施設担当理事に提出しなければならない。

2 被貸与者は、宿舎を明け渡すときは、宿舎事務担当者(第19条に規定する管理人を含む。)による点検を受けなければならない。その際、修繕の指示を受けたものについては、被貸与者の負担により修繕を行うものとする。

3 被貸与者は、宿舎を明け渡した後自己の責に帰すべき事由による損傷又は汚損箇所が発見されたときは、当該修繕に係る費用を負担しなければならない。

(明渡猶予の申請及び承認)

第14条 宿舎規程第18条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が同項ただし書の規定により引き続き当該宿舎を使用しようとする場合には、同項本文に規定する期限までに、宿舎明渡猶予申請書(様式8)を施設担当理事に提出してその承認を受けなければならない。

2 施設担当理事は、前項の申請があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、宿舎規程第18条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。
(宿舎を明け渡さない場合に支払うべき損害賠償金)

第15条 宿舎規程第18条第3項に規定する損害賠償金の額は、同項に規定する明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる当該宿舎の使用料の額の3倍(宿舎の貸与を受けた者が、本学以外の国立大学法人に雇用されるため退職した場合その他の場合でその額を軽減することがやむを得ないものとして施設担当理事が定める場合には、その定める期間に限り、1.1倍)に相当する金額とする。

(損害賠償金の軽減申請及び承認)

第16条 施設担当理事は、前条括弧書の規定により宿舎の損害賠償金の額を軽減しようとするときは、宿舎の貸与を受けていた者から宿舎損害賠償金軽減申請書(様式9)を提出させなければならない。

2 施設担当理事は、宿舎の損害賠償金の軽減を承認したときは、宿舎損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

(自動車の保管場所の返還)

第17条 被貸与者は、自動車の保管場所を返還するときは、返還しようとする日の5日前までに自動車保管場所返還届(様式10)を施設担当理事に提出しなければならない。ただし、宿舎の明渡しに伴い返還する場合は提出を要しない。

(立入検査)

第18条 施設担当理事は、管理上必要と認めるときは、その指定する者に宿舎の検査をさせ又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の指定を受けた者が、前項の検査をするときは、原則として、入居者を立ち合わせなければならない。ただし、検査を行う者が緊急やむを得ないと判断した場合においては、この限りでない。

(宿舎管理人)

第19条 施設担当理事は、管理上必要と認めるときは、宿舎に管理人を置き、宿舎の管理に関する事務の一部を行わせることができる。

(宿舎の現況に関する記録)

第20条 宿舎規程第19条に規定する宿舎の現況に関する記録には、被貸与者の所属部局、氏名及び宿舎使用料の額等を記載しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

宿舎貸与申請書

[別紙参照]

(様式2)

宿舎(自動車の保管場所)貸与申請書

[別紙参照]

(様式3)

宿舎同居申請書

[別紙参照]

(様式4)

宿舎(自動車の保管場所)貸与申請変更届

[別紙参照]

(様式5)

宿舎長期不在届書

[別紙参照]

(様式6)

宿舎模様替等申請書

[別紙参照]

(様式 7)

宿舎退去届

[別紙参照]

(様式 8)

宿舎明渡猶予申請書

[別紙参照]

(様式 9)

宿舎損害賠償金軽減申請書

[別紙参照]

(様式 10)

自動車保管場所返還届

[別紙参照]

(様式 11)

宿舎貸与申請変更届出書

[別紙参照]

(様式1)

宿舎貸与申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

現住所 _____
所属部課名 _____
職名(職務の級号給) (職() 級 号給)
フリガナ _____
氏名 _____ 印

宿舎の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舎の使用に当たっては、大学の関係規程等及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸)を	保有している	保有していない
(以下該当者が記載)		
自宅の所在地		
宿舎貸与の必要性が 失われない理由		

3 同居者

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業	備考

————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ —————

宿舎貸与承認書

平成 年 月 日

金沢大学長

印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、あわせて承認します。

記

1 宿舎

種類	構造	規格	所在地		宿舎名 戸番	
有料	RC	—	金沢市		号棟	号室
専用面積		宿舎使用料月額		入居日		備考
m ²		円		年 月 日		裏面の貸与の条件参照
入居月の日割額(/)			円		納入方法	
					月分給与で納入 現金納付	

(注) 「宿舎使用料月額」には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、この修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
 - イ 役職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転任、配置換その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、明渡しを請求されたとき。
 - ホ 宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の10日前までに明け渡す日を申し出るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- (7) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舎担当者へ届け出なければならない。
- (8) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、承認を得なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 鉄筋及びブロックでは犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。

(様式2)

宿舎(自動車の保管場所)貸与申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

現住所 _____

所属部課名 _____

職名(職務の級号給) (職() 級 号給)

フリガナ

氏名 _____ 印

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、大学の関係規程等及び指示に反しないことを確約します。

自動車の社名・車名		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ —————

宿舎(自動車の保管場所)貸与承認書

平成 年 月 日

金沢大学長

印

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1 宿 舎

種 類	所 在 地		宿 舎 名 戸 番
有 料	金沢市		号棟 号室
指定保管場所			
専用開始日	保管場所に係る 宿舎使用料月額	備 考	
年 月 日	円	裏面の貸与の条件参照	
専用開始月の 日割額(/)	円	納入方法	月分給与で納入 現金納付

(裏面)

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者(自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することになった日から20日以内に自動車保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 役職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 自動車保管場所について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
 - ホ 自動車保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者は、大学が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の10日前までに明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の社名・車名、登録番号等に変更が生じた場合には、速やかに金沢大学施設企画課へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において自動車の保管場所の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については大学は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

(様式3)

宿舎同居申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

宿舎名及び戸番
所属部課名
職 名
(職務の級, 号給)

フリガナ

氏 名

印

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので、申請します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職業(学年)	備 考

2 同居させようとする期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3 同居させようとする理由

4 宿舎の構造・規格及び面積

5 現在の同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職業(学年)	備 考

宿舎同居承認書

上記申請のことについては、承認します。

平成 年 月 日

金沢大学長

印

(様式4)

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

宿舎(自動車の保管場所)貸与申請変更届

宿舎(自動車の保管場所)貸与申請書記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

1 住宅名・戸番 _____ 宿舎 棟 _____ 号室

2 指定保管場所 _____ 宿舎 _____ 番

3 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
自動車の社名・車名		
自動車登録番号		
自動車の所有者		
自動車の使用者		
指定保管場所		

(様式5)

宿舎長期不在届書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

宿舎名 _____
所属部課名 _____
職名 _____
氏名 _____ 印

下記のとおり、宿舎を長期間不在としますので、届け出ます。

なお、不在期間中は下記4の者に委託して、定期的に、通気・清掃等を行うこと、不在時における宿舎の損傷に対しては原状回復を行うことを誓約します。

記

1 不在期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

2 不在理由

3 不在期間中の連絡先

住所 _____
電話 () —

4 不在期間中の通気・清掃等委託者

住所 _____
氏名 _____ 本人との関係
電話 () —

5 鍵の保管先

6 その他

(様式6)

宿舎模様替等申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

宿舎名及び戸番

所属部課名

職 名

(職務の級, 号給)

フリガナ

氏 名

印

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

- 1 工事内容の詳細及び工事経費
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事施行についての条件(不用部分は抹消すること。)
 - (1) 宿舎を退去するときまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を本学に寄附する。
 - (3) 工事に係る本学に対する請求権を放棄する。

宿舎模様替等承認書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

平成 年 月 日

金沢大学長

印

(様式7)

宿舎退去届

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

所属部課名 _____

氏 名 _____ 印 _____

下記のとおり宿舎を退去しますから、お届けします。

記

- 1 宿舎名及び棟戸番 _____ 宿舎 _____
- 2 退 去 年 月 日 平成 年 月 日
- 3 退 去 の 理 由 _____
- 4 退去後の連絡先 _____
TEL (_____) _____
- 5 自動車保管場所 無 有 (指定場所 _____)
- 6 摘 要

※ 宿舎担当課記入欄 (月中退去の場合のみ)

	月額使用料	日割使用料	
宿舎使用料	円	円	
自動車の保管場所	円	円	
合計金額	円	円	
還付金の額	円	発生の場合のみ (還付請求 要 放棄)	
日割の算式	月額 × /		

※ 宿舎専任管理人整理欄

退去立会日	現状回復日	鍵の受渡簿		
月 日	月 日 印			

(様式8)

宿舎明渡猶予申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

宿舎名及び戸番
旧所属部課名
旧職名
(職務の級, 号給等)

フリガナ
氏名

印

平成 年 月 日付けで(□転任 □出向退職 □完全退職 □死亡退職)となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

1 猶予期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

2 宿舎明渡しのために講じつつある措置(具体的詳細に記入すること。)

3 猶予を必要とする理由(具体的詳細に記入すること。)

(1)

(2) 居住者(本人を除く。)

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業(学年)	備考

4 自動車の保管場所の有無 有(指定保管場所番号) ・ 無

5 新勤務先及び電話番号

宿舎明渡猶予承認書

上記申請のことについては、平成 年 月 日まで宿舎の明渡しを猶予する。

なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、規定により、使用料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

平成 年 月 日

金沢大学長

印

(様式9)

宿舎損害賠償金軽減申請書

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

所属部 課 名
職 名
(職務の級, 号給等)

フリガナ

氏 名

印

現在貸与をうけている次の2の宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国立大学法人金沢大学宿舎管理要領第15条括弧書の規定による損害賠償金の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します。

1 理由

2 宿舎

宿舎名及び戸番	構造・規格	宿舎所在地	自動車の指定保管場所

3 居住者

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職業(学年)	扶養手当支給の有無

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

金沢大学長

印

記

1 軽減措置の期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

2 損害賠償金の額 月額 円

3 条件

- 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届出なければならない。
- 損害賠償金を軽減することを承認されたのち、被貸与者が国立大学法人金沢大学宿舎規程第18条第2項の規程に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は、遡及して取り消すものとする。

(様式10)

自動車保管場所返還届

平成 年 月 日

金沢大学長 殿

宿舎名及び戸番 宿舎 ー
所属部課名
氏 名 印

下記のとおり自動車の保管場所を返還しますから、お届けします。

記

- 1 指定保管場所 _____
- 2 返還年月日 平成 年 月 日
- 3 返還の理由 _____
- 4 摘要
- 5 不在理由

※ 宿舎担当課記入欄

月額使用料	円	日割の算式	日割使用料の納付方法
日割使用料	円	月額×	1 給与振込 2 現金納付(持参)
還付金の額	円	発生の場合のみ (還付請求 要 放棄)	

(様式11)

平成 年 月 日

金 沢 大 学 長 殿

宿舎名及び戸番 _____

所属部課名 _____

氏 名 _____ 印 _____

宿舎貸与申請変更届出書

宿舎貸与申請書記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

1 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸)を保有した。

所 在 地 :

所 有 者 :

2 宿舎貸与の必要性が失われない理由